

別紙【開催要領】

令和元年度福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会

1 目的

福島原発事故から8年が経過し、県内の空間放射線量率は事故前の水準までほぼ戻りつつありますが、一方で、農林水産物の一部品目では出荷制限等が継続しているとともに、風評被害が根強く残っている状況があります。

このような中、東京電力の賠償請求に対する姿勢は消極的であり、中間指針で明示のないものは認めないなど、事故原因者として被害者に真摯に対応しているとはいえない状況にあります。

また、今回の事故に関する損害賠償請求権の消滅時効期間は、「損害を知った時から10年間」に延長されていますが、既に事故から8年経過していることから、時効も意識する必要があります。

このため、県では、被害を受けた県民の方々の損害賠償請求を支援するため、弁護士会と連携して個別無料相談会を開催するものです。

2 主催

宮城県

3 開催場所及び開催日時

地域	日時	会場
大河原	①10月9日(水)13:30~15:00	大河原合同庁舎 別館1階 第一会議室 (大河原町字南129-1)
	②10月10日(木)18:30~20:00	
仙台	③10月7日(月)18:30~20:00	県庁 10階1002会議室 (仙台市青葉区本町3-8-1)
	④10月11日(金)13:30~15:00	
大崎	⑤10月23日(水)13:30~15:00	大崎合同庁舎 ※10/23は5階501会議室, 10/24は1階大会議室 (大崎市古川旭4-1-1)
	⑥10月24日(木)18:30~20:00	
石巻	⑦10月15日(火)18:30~20:00	石巻合同庁舎 ※10/15は4階401会議室, 10/17は3階302会議室 (石巻市あゆみ野5-7)
	⑧10月17日(木)13:30~15:00	
気仙沼	⑨10月3日(木)13:30~15:00	気仙沼合同庁舎 5階504会議室 (気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6)

4 内容

○個別無料相談会

事前に申込のあった方への無料法律相談(対応:仙台弁護士会)

※ 担当弁護士 2名(相談希望者数によっては仙台弁護士会と調整)

※ 相談概要については、受付の際に相談者から聞き取り、事前に仙台弁護士会を通じて担当弁護士に情報提供する。

5 対象者 宮城県内の個人、法人・個人事業者等

6 定員 個別無料相談:各会場とも6組程度(30分/1組)

7 申込み方法

開催日の1週間前までに電話またはファクシミリ等で原子力安全対策課あてに申込み。

(相談者氏名、希望会場、日時、相談概要)

※事前申込み制とし、1週間前までに申込みがない場合は、開催しない。

8 申込み・問合せ先

宮城県環境生活部原子力安全対策課事故被害対策班 担当:遠藤・澤田

住所:宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話:022-211-2340 / FAX:022-211-2695

メール:gentaij@pref.miyagi.lg.jp

9 役割分担

- (1) 事前調整
- ①日程, 会議室調整 (各地振, 原子力安全対策課)
 - ②開催周知
関係団体への周知 (経済商工観光部, 農林水産部)
 - ③広報 (HP, 広報誌等) (原子力安全対策課)
 - ④参加者事前受付 (原子力安全対策課)
- (2) 開催当日
- ①会場準備 (原子力安全対策課)
 - ②参加者受付 (//)
 - ③記録等 (//)
 - ④会場撤去 (//)

【参考】最近の開催実績 (※開催計画のみで実施しなかった場合はカッコ書き)

会場名	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
1 大河原合庁	○	(○)	
2 県 庁	○	(○)	
3 大崎合庁	○	○	
4 栗原合庁	—	—	
5 石巻合庁	○	○	
6 登米合庁	—	—	
7 気仙沼合庁	○	○	
市町村共催	○東松島市 ○山元町		市町村との共催
計	7ヶ所	3(5)ヶ所	